

7 その他の生活支援サービス費(配食/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

8 その他の生活支援サービス費(配食/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9 その他の生活支援サービス費(見守り/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他の生活支援サービス費(その他/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他の生活支援サービス費(その他/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 介護予防ケアマネジメント費

対象者は、事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5とする。

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) (442単位)	-1/100	-1/100
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)		
ハ 委託連携加算 (+300単位)		

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。